

令和3年4月介護報酬改定に伴う、既存の加算の取扱いについて

<注意事項>

- ・「新たに加算を算定する場合」、「加算の区分を変更する場合」は、介護給付費算定に係る体制状況一覧表をご確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
- ・加算の算定要件を満たさなくなった等で「加算を取り下げる場合」についても届出が必要です。
- ・既存の加算を届出ている場合で、改定に伴い、届出を行わなくても新規の加算区分に変更される（みなされる）ものは以下の表を参照してください。
「みなされる区分とは異なる区分の加算を算定する場合」には、「新たに加算を算定する場合」と同様に届出が必要です。

サービス種別	加算項目	みなされる区分の内容（届出を行わなくても変更される区分）
訪問介護	特定事業所加算	「特定事業所加算（V以外）」に名称変更。
（介護予防）訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
（介護予防）訪問看護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「イ及びロの場合」の場合、「加算Ⅱ（イ及びロの場合）」 「ハの場合」の場合、「加算Ⅱ（ハの場合）」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。 ※介護予防訪問看護については、既存届出内容が「あり」であっても新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
（介護予防）訪問リハビリテーション	社会参加支援加算	「移行支援加算」に名称変更。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「あり」であっても新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	リハビリテーションマネジメント加算	既存届出内容が「加算Ⅱ」の場合、「加算Aイ」「加算Ⅲ」の場合、「加算Bイ」とみなす。他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
通所介護	入浴介助体制加算	「入浴介助加算」に名称変更。 既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅰ」とみなす。
	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	個別機能訓練体制（Ⅰ）、（Ⅱ）	廃止して「個別機能訓練加算Ⅰイ、Ⅰロ」を新設。 新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	ADL維持等加算	既存届出内容が「あり」の場合、ADL維持等加算Ⅲ※「あり」とみなす。 ※名称変更
	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	栄養改善体制	「栄養アセスメント・栄養改善体制」に名称変更。
	口腔機能向上体制加算	「口腔機能向上加算」に名称変更。

(介護予防) 通所リハビリテーション	社会参加支援加算	「移行支援加算」に名称変更。
	リハビリテーションマネジメント加算	既存届出内容が「加算Ⅱ」の場合、「加算Ａイ」「加算Ⅲ」の場合、「加算Ｂイ」とみなす。他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	入浴介助体制加算	「入浴介助加算」に名称変更。 既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅰ」とみなす。
	栄養改善体制	「栄養アセスメント・栄養改善体制」に名称変更。
	口腔機能向上体制加算	「口腔機能向上加算」に名称変更。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
(介護予防) 短期入所生活介護	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	サービス提供体制強化加算 (単独型、併設型)	「サービス提供体制強化加算(単独型)」に名称変更。
	サービス提供体制強化加算 (空床型)	「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」に名称変更。 ※併設型の場合は、新たな加算の届出が必要となる。
	サービス提供体制強化加算 (単独型)	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	介護ロボットの導入	「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」に名称変更。
(介護予防) 短期入所療養介護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
特定施設入居者生活介護	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	入居継続支援加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅰ」とみなす。
	個別機能訓練体制	「個別機能訓練加算」に名称変更。
介護福祉施設サービス	介護ロボットの導入	「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」に名称変更。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	個別機能訓練体制	「個別機能訓練加算」に名称変更。
	ユニット型経過的	「経過的ユニット型小規模介護福祉施設」とみなす。
介護保健施設サービス	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
介護療養施設サービス	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
介護医療院施設サービス	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。